

# 千葉よみうり C C 利用約款

(約款の適用)

第 1 条 株式会社よみうりランドが経営する千葉よみうりカントリークラブ（以下当ゴルフ場という）を利用される方は、千葉よみうりカントリークラブ本約款に従ってご利用いただきます。

(利用契約の成立)

第 2 条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて本約款を確認した上、所定の名簿に署名して下さい。それにより当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引き受けすることになります。当ゴルフ場において、施設利用者の随行者が練習場のみ利用する場合は所定の手続きを受けてください。その手続きを経てプレーを開始するときから、施設利用をお引き受けすることになります。但し予約受付後でも第6条（利用拒絶条項）を適用します。

(利用の申し込み・キャンセル料等)

第 3 条 プレーの申し込みは4ヶ月前の1日からプレー前日までの間、直接または電話により予約受け付け致します。予約取消等の取扱いについては、別に定める規定に従って頂きます。

予約者が偽名を使用して申し込み、受付した場合は、予約を取り消させていただきます。但し、予約受付後でも第6条（利用の拒絶条項）を適用します。

(早朝プレー)

第 4 条 リモコン式5人乗りカートによる早朝セルフプレー（1ラウンド通しの営業を致します。ご来場の際にはプレーされる服装（スパイク着用）でキャディバックをお持ちになってご来場下さい。尚、ロッカーの貸し出しは出来ません。浴室はシャワーのみご利用頂けます。

(料金のご精算)

第 5 条 プレー料金を含む館内利用のご精算は、自動精算機による後払い制となります。

(利用の拒絶)

第 6 条 当ゴルフ場は次の場合には利用をお断りすることがあります。

1. 満員でスタート時間に余裕がないとき。
2. 1組2名以下のとき。
3. 技量が著しく未熟で、他のプレーヤーに迷惑を掛ける恐れのあるとき。
4. 天災地変その他やむを得ない事情により当ゴルフ場をクローズするとき。
5. 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなす恐れがあると認められるとき。集団的に、または常習的に暴力行為その他不法行為を行う恐れがある者と認められるとき。
6. 当ゴルフ場において、使用禁止の服装あるいはスパイクを使用し当ゴルフ場の指示に従わないとき。
7. 利用者が暴力団員であるとき
8. 利用者が暴力団員を同伴した場合における利用者及びその同伴者
9. その他の理由により、当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

(休業日・開場時間)

第 7 条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間などの営業時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し、臨時的に変更することがあります。

(利用継続の拒絶)

第 8 条 当ゴルフ場は次の場合には、プレーの途中でであっても利用の継続をお断りすることがあります。

1. 公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があったとき。集団的に、または常習的に暴力行為その不法行為を行う恐れがある者と認められるとき。
2. 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
3. 天災地変その他やむを得ない事情により施設の利用が出来ないとき。
4. その他約款に違反したとき。

(金銭その他高価品)

第 9 条

1. 金銭その他高価品の取扱いについては、当ゴルフ場備付のフリーボックスを必ずご利用下さい。
2. 高額な金銭その他高価品については、その種類及び価格を明示してフロント係へお預け下さい。お預かり品は、預り証持参人に預り証と引換えにお返し致します。預り証を紛失した場合は、直ちにフロントが係に届け出てください。
3. 上記以外の方法をとらなかった場合の事故については、当ゴルフ場は責任を負いません。

(携帯品・自動車)

第 10 条 携帯品駐車場の自動車の盗難、損傷等につきましては、当ゴルフ場は責任を負いません。

(ロッカーの鍵)

第 11 条 ロッカーの収容品のうち、第9条に該当する金銭その他高価品については、当ゴルフ場は責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第 12 条 ゴルフ場は時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、ナビゲーションシステムやキャディのアドバイス如何に係わらず自己の責任でプレーして頂きます。

(ティグラウンドにおける素振り)

第 13 条 素振りはティマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないで下さい。打者以外のプレーヤーは、みだりにティグラウンドに立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第 14 条 先行組に対しては、後続組の打者はナビゲーションシステムやキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球して下さい。

(ナビゲーションシステム・フォアキャディの合図)

第 15 条 ナビゲーションシステムやフォアキャディの合図は、先行組が通常第2打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図でありますから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第 16 条 同伴プレーヤーは、仮に斜前であっても打者の前方には絶対に出ないで下さい。

(隣接ホールへの打ち込み)

第 17 条 隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球して下さい。

(退避及び退避所)

第 18 条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

(ホール・アウト後の退去)

第 19 条 ホール・アウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴があった場合)

第 20 条 雷鳴があった場合には、直ちにプレーを中止し退避所等安全と思われ場所に退避して下さい。

(火気使用の注意)

第 21 条 コース内やクラブハウス内の火気使用および喫煙は、所定場所以外は厳禁します。マッチの燃え殻、煙草の吸殻は必ずよく消して、所定の灰皿にお入れ下さい。

(違背の場合の責任)

第 22 条 利用者が、第12条、第13条、第14条、第15条、及び第17条に違背し、第三者に障害等の事故を発生させた場合、第12条、第13条、第16条、第18条、第19条及び第20条に違背し、自ら障害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブの確認)

第 23 条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し間違いがないか慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足・瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。

(宅急便の取り扱い)

第 24 条 利用者がクラブその他の物を宅急便にて送付される場合は、予め予約されている場合に限りお預かり致します。但し、お預かりしたクラブその他の数量不足及び瑕疵につきましては、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(施設に損害を与えた場合)

第 25 条 利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害額を支払って頂きます。

(施設内への持ち込み品)

第 26 条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断り致します。

1. ペット類
2. 著しく悪臭を放つもの
3. 鉄砲刀剣類
4. 発火・爆発のおそれがあるもの
5. 騒音を発するもの

(行為の禁止)

第 27 条 施設内で下記の行為はお断り致します。

1. 賭博・その他風俗を乱す行為
2. 物品販売・宣伝広告等の行為
3. 利用者以外のコース内立入り（特に許可する場合は除く）
4. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為

以上

施行 平成 8年 4月 1日  
改定 平成 14年 4月 1日  
平成 21年 4月 1日